

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の背景と目的

平成19(2007)年、我が国では総人口に占める65歳以上人口(高齢者)の割合が21%を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成48(2036)年には総人口に占める高齢者の割合が33.3%となり、「3人に1人が高齢者」になるという推計も出されるなど、今後も我が国では高齢者の増加傾向が加速度的に進んでいくものと思われます。

進行する高齢化や核家族化による家族の介護機能の低下等に対応するため、平成12(2000)年に介護保険制度が開始され、高齢期の市民を支える制度として浸透・定着してきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担等、様々な課題は未だ山積しており、制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

また、国では平成28(2016)年度に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの実現のため、高齢者福祉における地域包括ケアの概念を、様々な分野に横断的に広げていく方向性を示しています。15~64歳の生産年齢人口の減少が進み、介護人材の担い手が減少する一方、高齢者の健康寿命が延伸し、就労や社会参加へのニーズも高まる中で、より多様な主体が地域の中に参画・連携していくことも重要になっています。

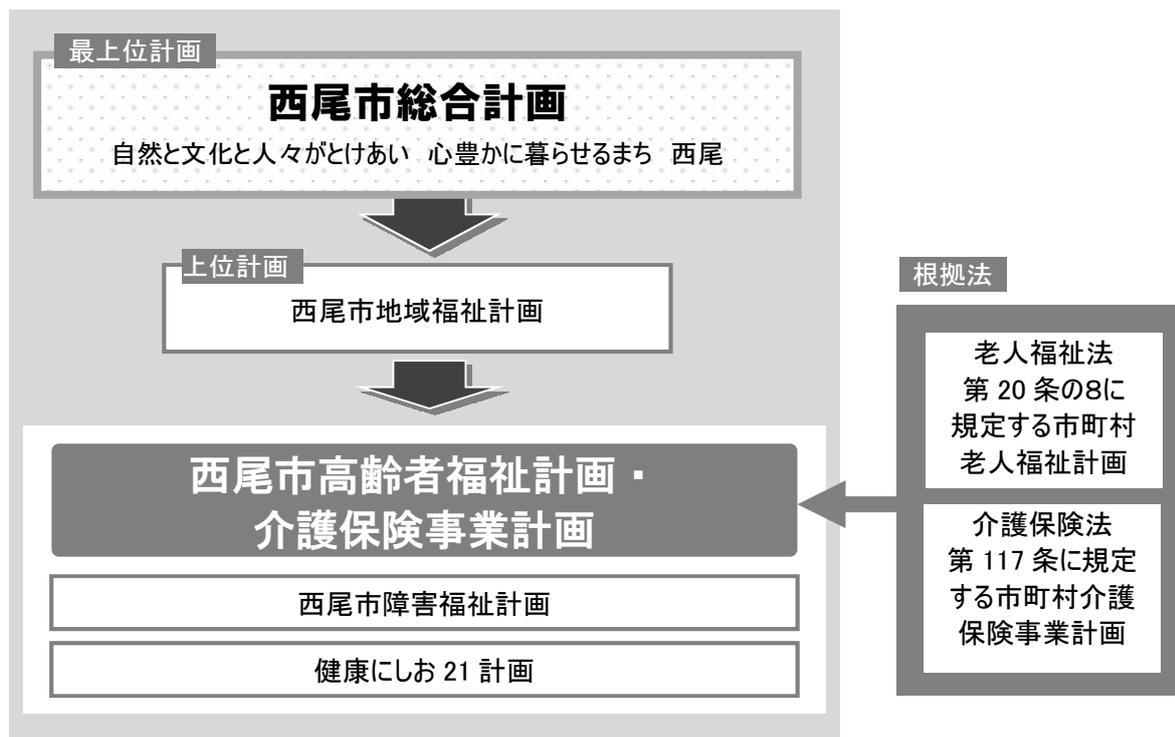
西尾市(以下、本市)では、平成27(2015)年3月に「第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、中長期的なサービス給付・保険料水準の推計を行い、また、日常生活の場となる圏域の中で、住宅・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけました。今後も、こうした流れを継承しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な稼働や介護医療連携の一層の推進、認知症ケアの充実等を進めていく必要があります。

今回策定する「第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画)は、第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で定めた方向性を継続しつつ、制度改革や社会情勢、本市の特性等を踏まえて策定します。また、中長期的な視野によって高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の見直しを図り、特に団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年を見据え、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、地域包括ケアシステムの発展・深化に向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に基づき策定するものです。本市では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、「西尾市総合計画」を本市の最上位計画、「西尾市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付けるほか、障害や健康分野の関連計画と本計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とします。また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となる平成 37（2025）年を見据えて計画を定めます。

平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	平成 32 (2020)年	平成 33 (2021)年	平成 34 (2022)年	平成 35 (2023)年	平成 36 (2024)年	平成 37 (2025)年	平成 38 (2026)年
第6期											
			第7期(本計画)								
						第8期					
									第9期		

4 計画の策定に当たって

(1) 策定委員会による検討

計画の策定にあたっては、多くの方の意見を反映するため、学識経験者、医療・福祉関係者、公募による委員で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を検討の場とし、それぞれの委員からの意見等を十分に組み入れることとしました。

被保険者の実態把握等については、要介護認定状況や給付実績等を基に現状分析、問題点や見直し事項の検証・評価、将来推計を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本市の被保険者である高齢者の声を計画に反映するため、一般高齢者、要支援・要介護認定者に対し、ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

市内で、普段から高齢者に関わりながら活動を行っている関係機関の意見や意向を計画に反映するため、地域包括支援センター、介護サービス事業所、福祉関係団体・高齢者通いの場運営団体、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設に対して、ヒアリング調査を実施しました。

(4) 第6期西尾市高齢者福祉計画の進捗評価

第6期西尾市高齢者福祉計画（平成27（2015）年度から平成29（2017）年度）で定めた高齢者福祉施策について、3年間における行政の取り組みの進捗を評価し、本計画に反映するため、関係各課への事業進捗の聞き取りを行いました。

5 第7期計画のポイント

厚生労働省では、「全国介護保険担当課長会議」等を通じて、介護保険事業計画に関する制度改正の内容や方針を示しており、本計画でもこれらを踏まえる必要があります。

(1) 平成 37 (2025) 年を見据えた計画の策定

今後の介護ニーズに対応するため、前計画から引き続き、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年を見据え、サービス種類ごとの必要見込み量を算出し、そのために必要な保険料水準を推計します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

日常生活の支援が包括的に確保される仕組みである地域包括ケアシステムについて、第 6 期計画の考え方を継承しつつ、第 9 期計画 (平成 36 (2024) 年度から平成 38 (2026) 年度) までを視野に入れ、さらなるシステムの深化・推進を図ります。

■介護保険制度改正のポイント(地域包括ケアシステムの深化・推進)

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

- ・全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ①データに基づく課題分析と対応
 - ②適切な指標による実績評価
 - ③インセンティブの付与を法律により制度化する。

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(「介護医療院」)を創設する。
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備する。

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(介護保険法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、理念実現のための包括的な支援体制づくりを規定する。
- ・高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

(3) 医療計画との整合性の確保

地域包括ケアシステムを構築するための医療介護連携のキーワードとして、「生活者視点における切れ目のない医療介護サービス」「サービス提供者にとって顔の見える関係づくり」等が重要になっており、本計画と同時期に見直される「愛知県地域保健医療計画」との整合性を確保します。

(4) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

高齢者が、自らの能力に応じて地域の中で自立した生活を送ることや要介護状態となることを予防することといった介護保険制度の理念を踏まえ、以下のような必要な仕組みを経て、計画の策定及び施策の推進を進めます。

- 地域の実情を把握するためのデータ分析の実施
- データ分析の結果を踏まえ、地域で共通の目標・指標を設定
- 本市で介護保険事業を進めるにあたってのニーズを、県と共有
- 介護保険事業計画の実績に関する評価を行い、公表に努めるとともに、県に報告
- 今後予定される財政的インセンティブに沿った、適切な目標・指標の設定

■介護保険制度改正のポイント(介護保険制度の持続可能性の確保)

1 現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの所得のある者については負担割合を3割とする。

2 介護納付金における総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険者では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

3 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し

- ・介護保険の適用除外施設(障害者施設や救護施設等)から介護保険施設に移った際に、適用除外施設が所在する市町村の負担が過度になり過ぎないように、適用除外施設の対象を見直し、住所地特例を拡大する。

4 高額介護(予防)サービスの見直し

- ・第4段階の月額上限額を37,200円から44,400円に引き上げる。
- ・世帯内のすべての被保険者が1割負担の世帯では、年間合計額446,400円を上限とする。

5 財政調整交付金の見直し

- ・調整交付金における年齢区分を①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化する。